

平成25年12月26日

お知らせ

一般家庭ごみをクリーンセンター衣浦へ 直接搬入するとき一部有料となります

改正の内容

一般家庭ごみをクリーンセンター衣浦へ直接搬入するときの使用料が、次のようになります。

区分		使用料	
		改正前	改正後
一般家庭ごみ	100kg以下	無料	無料
	100kgを超えた分	無料	10kgにつき50円

※100kg以下の場合は、今までどおり無料です。

例えば110kgの場合は50円、210kgの場合は550円となります。

改正の理由

クリーンセンター衣浦では、施設利用者による渋滞が常態化しているため、ガードマンを設置するなどの費用が発生している現状にあります。そこで、一度に100kgを超える大量のごみを持込む方について、一部ご負担いただくとともに、あらかじめ決められた地区の集積所への持込みを推奨するため、一部有料化を導入するものです。

施行年月日

平成26年4月1日（火）から

お問い合わせ先

衣浦衛生組合（クリーンセンター衣浦）

☎（0566）41-3479

